

竹島問題の平和的解決に向けて

笹川平和財団特別研究員

高井 晋

2017年9月24日

はじめに

○本講座の「平和的解決に向けて」の意味

- ⇒いわゆる「両論併記論」の考え方ではないこと
- ⇒竹島問題は国際法に基づいて解決すること
- ⇒平和的解決には島根県民が重要な役割を果たすこと
- ⇒竹島問題の解決には時間がかかると覚悟すること

○(主権)国家の要件

- ⇒主権:政治のあり方を最終的に決める権利(国民主権)
- ⇒国家:領域・住民・統治機関・(軍事力)を備えた有機体
統治(国家)機関:立法機関・司法機関・行政機関
- ⇒国民および領土を統治する国家の最高権力
- ⇒主権国家の要件:国家+条約締結能力(外交能力)

○国際社会の特徴

- ⇒主権国家の並存関係・国益衝突の関係・相互依存関係
- ⇒主権国家間の相互承認関係・通商航海条約等の条約関係

○国際紛争

- ⇒主権国家間に生じた政治経済的利害(領域の画定を含む)の対立や社会的人道的な対立
- ⇒一国内に発生した紛争で周辺国に重大な影響を及ぼす可能性があるもの

○国際紛争の解決手段

- ⇒国際紛争の解決手段には①強制的な解決手段と②平和的な解決手段がある
- 日本は憲法上の制約(国際紛争は武力行使で解決しない)により竹島を武力で取り返すことができない
- 国連加盟国である以上、紛争の平和的解決は義務(憲章第2条3項)



国際判例(1)パルマス島事件…決定的期日の設定

○パルマス島事件

⇒オランダ対米国(1928年4月4日常設仲裁裁判所裁定)

⇒米国の主張:パルマス島は、オランダの支配が及ぶ前にスペインが16世紀に「発見」した島であり、スペインとの間で結ばれた1898年のパリ条約第3条に基づき、フィリピンに対する**権原を継承した**

⇒オランダの主張:少なくとも1677年から紛争発生時までパルマス島において主権を行使してきており、**「発見」による領域権原**取得の事実があったとしてもスペインの権原は既に失われている

⇒判決:オランダは**穏健かつ長期にわたる支配**していたため領有権を取得

→1898年のパリ条約を**「決定的期日」**とし、それ以前の領有を審理した

→発見は**未成熟の権原**であり、米国の主張する隣接性に基づく権原の主張を否定

⇒先占の3要件(無主地、領有意思、実効的支配)を初めて示したリーディングケース



竹島問題と平和的解決(1)

○日本が抱える島嶼紛争とともに対処する

⇒第2次世界大戦の戦後処理の問題

⇒**対日平和条約第2条【領土の放棄】**

(a)日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての**権利、権原及び請求権**を放棄する。

(b)日本国は、台湾及び澎湖諸島に対する全ての**権利、権原及び請求権**を放棄する。

(c)日本国は、**千島列島**並びに日本国が1905年のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対する全ての**権利、権原及び請求権**を放棄する。

(f)日本国は、新南群島及び西沙群島に対する全ての**権利、権原及び請求権**を放棄する。

○北方四島問題

⇒日口間の国際的文書(ヤルタ協定・日ソ共同宣言等)の解釈問題

⇒日本領土にロシアが不法に統治権を行使しているので**領有権問題**

⇒ロシアと平和条約を締結するために強い意思で交渉を行っている

○竹島問題

⇒韓国が1954年以降武力によって不法占拠し古くからの領有権を主張

⇒日本領土に韓国が不法に統治権を行使しているので**領有権問題**

⇒国際法にのっとり且つ平和的に紛争を解決する考えである

○尖閣諸島問題

⇒中国が75年間の沈黙を経て1970年になって初めて領有権を主張

⇒日本領土に日本が統治権を行使しているので**領有権問題ではない**

⇒領土を保全するために毅然としてかつ冷静に対応する

⇒国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求める



竹島問題と平和的解決(2)

○竹島の小史

- ⇒①17世紀初頭から大谷家と村川家が鬱陵島を経営
- ②中井養三郎が領土確認と貸下願い(1903年)
- ③竹島と命名し島根県隠岐島司所管(1903年1月)
- ④竹島領土確認を島根県告示で公示(1905年3月)
- ⑤第2次世界大戦敗戦の降伏文書調印(1945年9月)
- ⑥SCAPIN667(1946年1月)
- ⑦SCAPIN1033(1946年6月)
- ⑧**海洋主権宣言**(李承晩ライン)(1952年)
- ⑨対日平和条約発効(1952年4月)
- ⑩韓国警備隊発砲(1953年)・**常駐開始(1954年)**
- ⑪両国は日韓基本条約(1965年)で玉虫色解決



○島名の混乱

- ⇒17世紀の日本人は現在の鬱陵等を竹島・現在の竹島を松島と認識
- ⇒現在の鬱陵島を18世紀後半にコルネットが
アルゴノート島・ラペルーズがダジュレ島と命名
- ⇒現在の松島を19世紀中頃に仏人探検家がリアン
クール島・英人探検家がホーネット島と命名
- ⇒シーボルトの「日本図」にタカシマ・アルゴノート島、
マツシマ・ダジュレ島と記載
- ⇒ペリーの「日本近海図」にアルゴノート島、マツシマ・
ダジュレ島、ホーネット島と記載
- ⇒影響を受けた日本人はマツシマ・ダジュレ島を松島、
リアンクール島をりゃんこ島と呼称



竹島問題と平和的解決(3)

○韓国と日本の基本的立場

⇒韓国の基本的立場:獨島は歴史的、地理的且つ国際法的根拠から明白に大韓民国固有の領土である

⇒日本の基本的立場:

- ①竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本の領土である
- ②韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がなされないまま行なわれている**不法占拠**であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行なういかなる措置も法的な正当性を有するものではない



○韓国の領有主張と日本の反論

韓国:カイロ宣言、ポツダム宣言、SCAPIN667から対日平和条約で放棄した「朝鮮」の一部である

日本:SCAPIN667には連合国による日本領土の最終決定ではないとある(占領政策の暫定措置)

韓国:古文書の中に獨島の記載があり歴史的韓国の領土であった

世宗実録地理誌(1454年)・新增東国輿地勝覽(1770年)等に記載される于山島が獨島

日本:韓国の古文書には于山島、武陵島、鬱陵島の名称はあるが獨島はない

韓国:日本の「竹島一件」や「太政官指令(竹島外一島)」によっても鬱陵島と獨島の韓国帰属が明らか

日本:安龍福は帰国後の取調べで日本における取調べと異なる証言をしている

竹島とも松島とも呼ばれる鬱陵島は日本関係ないので開墾する必要がないという指令である

韓国:大韓帝国の「勅令第41号」(1900年)は獨島を鬱島郡の管理下に置いているので無主地ではない

日本:鬱陵全島、竹島、石島の記述はあるがどれが獨島であるかの説明が不十分

韓国:日本の「島根県告示第40号」による一連の領土編入措置は国際法違反である

日本:江戸・明治政府は竹島を自国領と認識しており領土編入措置は国際法上形式的な要件を充たすため

おわりに - 竹島問題の平和的解決に向けて

○島嶼領土の問題の平和的手段による解決に向けて

- ⇒今日の国際社会において武力行使による解決の選択肢はない
 - 中国による南シナ海の西沙群島(1974年)と南沙群島(1988年)の武力奪取は異常な行動
- ⇒日本国憲法と国際紛争
 - 「日本国民は、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」(前文)
 - 「…武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決するための手段としては、永久にこれを放棄する。」(第9条)
- ⇒国連加盟国は**国際紛争の平和的手段による解決を義務**としている



○島嶼領土の問題の解決困難性

- ⇒古くからの領有主張(歴史的主張)があり、**愛国心を高揚させる性質をもつため政治問題となり易い**
- ⇒国連海洋法条約(1996年)121条(島の制度)における「島」と「岩」の問題
 - 島とは自然に形成された陸地で、高潮時に水面上にあるもので…**領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を有する**
 - 島嶼問題は、海洋資源や大陸棚資源の独占と密接な関係にあるため妥協の余地が少ない(尖閣諸島)
 - 岩とは人間の居住または独自の経済生活を維持することができないもので排他的経水域や大陸棚を有しない
- ⇒国際裁判における解決のためには**付託合意**が必要なこと

○島嶼領土の問題への対処

- ⇒平和的解決には**多くの時間**がかかることを覚悟すること
- ⇒友好関係を維持しながら**領有権を主張し続けること**

今回の北方領土参りのルート →

